（特定原産品でなかったこと等の通知等）

第七条の九　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第二号若しくは第三号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるとき、又は当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

一　当該第二種特定原産地証明書が作成された物品が特定原産品でなかったこと。

二　前号に掲げるもののほか、当該第二種特定原産地証明書の記載に誤りがあったこと。

三　当該第二種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと。

2　経済産業大臣は、前項の通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該第二種特定原産地証明書が作成された物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。

（書類の保存）

第七条の十　認定輸出者は、第二種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第二種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

2　第二種原産品誓約書交付者は、第二種特定原産地証明書の作成の用に供された第二種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第二種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第二種原産品誓約書に係る第二種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第七条の八第一項の規定による当該第二種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第二項の通知を受けたときは、この限りでない。

（認定輸出者に対する命令）

第七条の十一　経済産業大臣は、その認定に係る経済連携協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し必要な命令をすることができる。

（認定輸出者に対する立入検査等）

第七条の十二　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定輸出者に対し、その第二種特定原産地証明書の作成に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定輸出者の事務所に立ち入り、実地にその第二種特定原産地証明書の作成に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（認定の取消し）

第七条の十三　経済産業大臣は、認定輸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第七条の三第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合しなくなったとき。

三　第七条の六又は第七条の七の規定に違反したとき。

四　第七条の八第一項又は第二項の規定に違反して、第二種原産品誓約書交付者に対し、通知しなかったとき。

五　第七条の九第一項の規定に違反して、経済産業大臣に対し、通知しなかったとき。

六　第七条の十一の規定による命令に違反したとき。

七　不正の手段により第七条の二第一項の認定（第七条の五第一項の認定の更新を含む。）を受けたとき。

八　前各号に掲げるもののほか、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第八条第三項中「前章」を「第二章」に改め、「同条第二項」の下に「及び第五項」を加え、「から第三項まで及び」を「から第五項まで並びに」に改める。

第九条中「という。）は、」の下に「第二条第三項の政令で定める」を加える。

第十六条第一項中「第二十六条第五項」を「第二十六条第六項」に改める。

第二十一条第二号中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同条第六号中「指定」を「第八条第一項の指定（第十二条第一項の指定の更新を含む。）」に改める。

第二十六条の見出しを「（証明書受給者等の報告等）」に改め、同条第一項中「第七条第一項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、第三条第五項の規定により第一種原産品誓約書の提出を受けて第一種特定原産地証明書を発給したときは、次に掲げる事実について確認するため必要な限度において、第四条第五項の規定による第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けた第一種原産品誓約書交付者（以下「特定第一種原産品誓約書交付者」という。）に対して必要な報告を求め、又はその職員をして特定第一種原産品誓約書交付者について、当該特定第一種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

一　当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。

二　前号に掲げるもののほか、当該第一種原産品誓約書の記載に誤りがあったこと。

第二十七条第二項中「又は特定証明資料提出者」を「、特定証明資料提出者又は特定第一種原産品誓約書交付者」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十条の見出し中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第一項中「締約国」を「締約国等」に改め、「特定証明資料提出者」の下に「、特定第一種原産品誓約書交付者」を加え、同条第二項中「締約国」を「締約国等」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　経済産業大臣は、締約国等に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に認定輸出者、第二種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

4　経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、第二種原産品誓約書交付者に対し、期限を付けて、必要な報告を求め、又はその職員をして第二種原産品誓約書交付者について、当該第二種原産品誓約書交付者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条の十第二項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条中「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令」を「関税法令」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

3　第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十三条第二項中「発給」の下に「又は第二種特定原産地証明書の作成」を加え、第五章中同条の次に次の二条を加える。

（権限の委任）

第三十三条の二　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。